

1. 基本理念

本校は、学校教育目標である「人間尊重の精神をふまえ、たくましさや優しさが調和した心豊かな子どもの育成」を基盤とし、いじめが児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼす深刻な人権侵害であることを重く受け止める。その上で、いじめを生まない学校づくりを進め、児童一人ひとりが安心して学び、互いを尊重し合える温かな支持的風土の醸成に努める。

いじめの防止については、いじめの発生後の対処にとどまらず、すべての教育活動を通して、いじめを生まない環境をつくる未然防止、早期発見、適切かつ迅速で組織的な対応、継続的な支援を一体的に進める。また、安心して相談できる児童と教職員の信頼関係づくりや共感的な人間関係を基盤に、学級・学校風土を形成し、一人ひとりが自分のよさを感じ、他者を尊重しながら生活できるよう支援する。

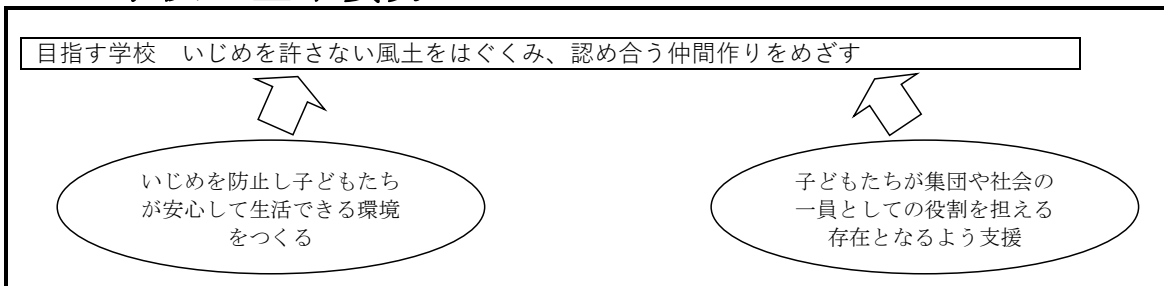
2. いじめの定義

いじめ防止対策推進法による「いじめ」の定義

「いじめ」の定義（第2条）
児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
「いじめ防止対策推進法」

「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」（湖南省教育委員会、2026）

3. 学校の基本姿勢



本校の指針

いじめを絶対に許さない、いじめられている人を守り通す
いじめを生まない学校づくりを進める

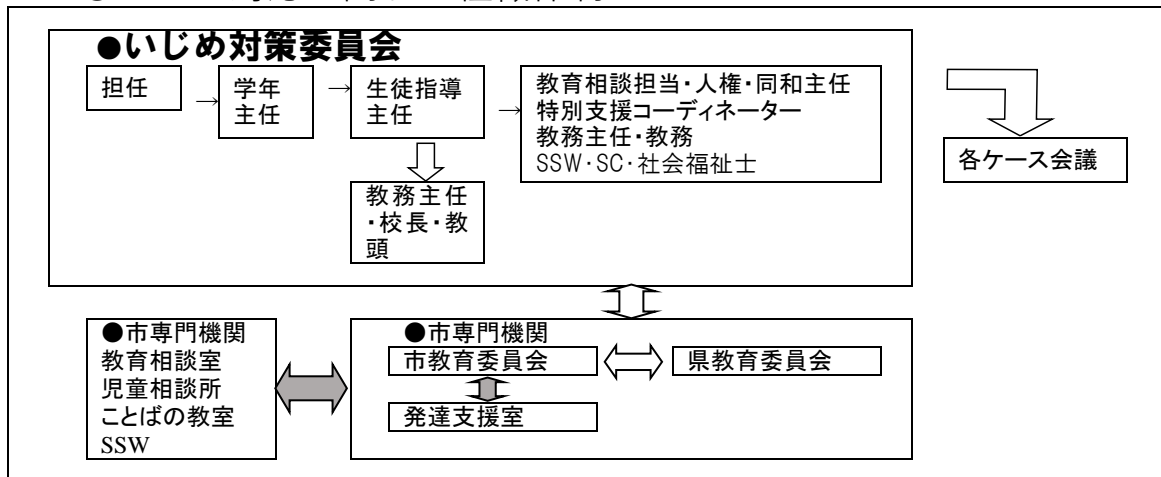
- ◇いじめは重大な人権侵害であり、かつ命に関わる問題であるので、絶対に許されるものではないという強い姿勢をもつ
- ◇どの学校でも、どの児童にも起こりうるものであるという危機意識をもつ

- (1) いじめられた側の立場に立って、子どもの「つらさ」を共感的に受け止める
- (2) 子どもたちの普段の言動から SOS を読み取る。
- (3) 迅速かつ組織的に対応。
- (4) 加害者への適切な指導で再発を防ぐ。
- (5) 子どもエンパワーメント（子どもが持っている本来の力を引き出すこと）の視点を大切にする。

- ◇いじめを未然に防ぐために、児童の自己有用感や自尊感情を育み、共感的な人間関係を基盤に、互いを尊重し合える温かな支持的風土の醸成に努める。

4. 未然防止～我が校のいじめ防止に向けての迅速な取り組み～

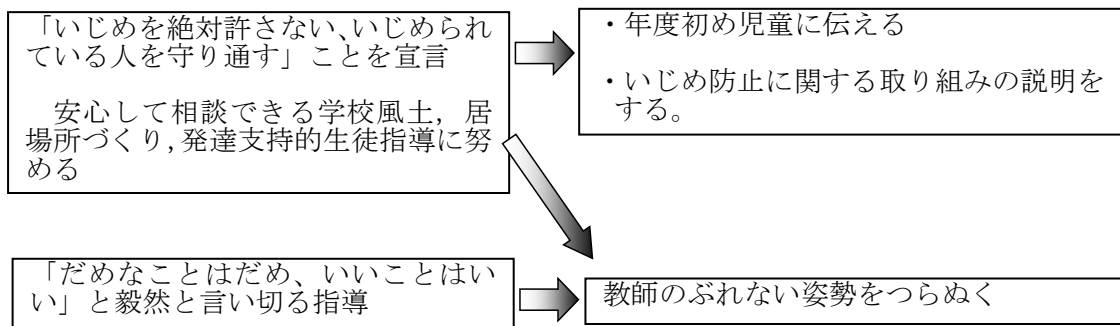
○いじめ対応に関わる組織体制



(1)いじめを生まない学校づくり～未然防止(発達支持的生徒指導)

<p>仲間づくりと自治的活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> あらゆる教育活動において、児童が主体的に活動する時間・場の保障 体験したことをもとに自分の考えを練り上げたり、友だちの考えを聞き話し合う活動を取り上げる 「自分がされていやなことはしない」「なんでも『みんなが』といった責任転嫁をしたり雰囲気流されたりしない」ことを児童に意識し行動させる 	<p>自分が大切だと思える 自己有用感の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人一人の特性・状況を正しく理解し受容的態度で接する 児童が失敗しても「もう一度やってみよう」と思える雰囲気づくり 「できる」という肯定的な姿勢で寄り添う やりきることによって達成感が得られる役割を与え、評価する。
<p>自他の人権に対する理解と尊重 道徳教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> あいさつ 正しい言葉づかい、相手や場を意識した言葉づかい 心情を育む適書 正義が通る集団作り 互いを思いやり尊重する心情・態度 命・人権を大切にすることの心情・態度 	<p>学力保障と授業改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 言語力向上をめざす授業 学級を学習集団として育てる 発達支持的生徒指導の機能を生かした授業展開

① 一人ひとりの子どもが大切にされる、いじめを生まない学校づくりを進める



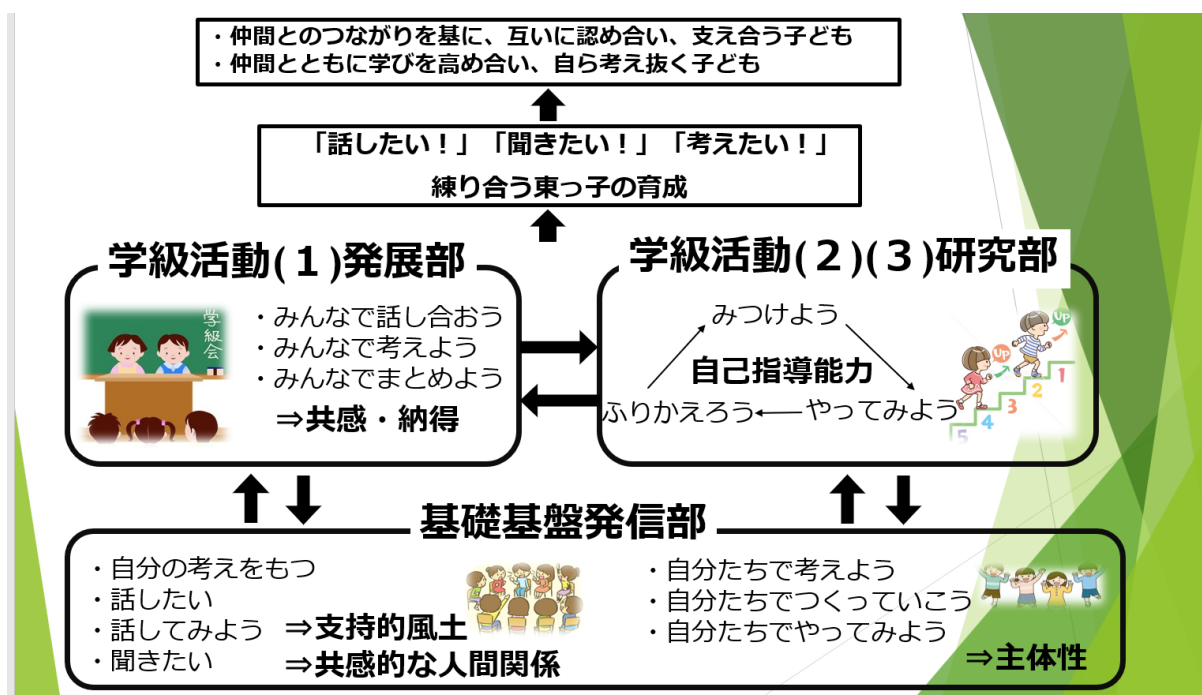
② 児童会・学級活動の中で「いじめを生まない学校づくり」をするよう支援

- 年度初めの学級活動等で、信頼できる仲間・居場所づくりの基盤を作る。
- 9月初めに、全校いじめ防止に関わる学級指導。
→各クラスの児童が学習を終えての振り返りを全校校内放送で読む
- いじめ防止に向けての児童会の取組。
- 人権集会（ほっぴー集会）での、仲間作り・いじめ防止に向けての各クラス・児童会から子どもが考え、行動に表せるよう具体化した取り組みが出来るよう支援する。
- 情報モラルの指導を行うとともに、携帯電話やインターネットの使用ルール・マナー・危険性について理解させる。
- 学級活動、児童会活動、学校行事を通して、互いのよさを認め合う活動を行う。

③主体的な話し合い、練り合いを通して、共感的人間関係を築き、高め合う活動を進める。

- 授業の中で、自分の考えを表現し、友だちの考えを聴き合う学習を重視する。
- 自己有用感を高める役割や活躍の機会を保障する。
- 分かる授業、安心できる学級づくりを進める。
- 子どもが主体的に学習する授業への改善の取組を一層推進する。

図： 2026年度 校内研究組織図



④職員研修の充実と生徒指導体制の充実

- 「生徒指導の機能を生かした授業づくりのために」を前期実施
- 「ストップアクションプラン」（県教委・市教委作成）と「いじめに関する校内研修ツール」（文科省・県研修資料）の活用
- いじめに特化した職員研修の実施
- いじめ対策委員会・学校評価にていじめに関わる取り組みの評価・改善をする
- 外部関係機関等との連携
- 毎月の職員会議で生徒指導部会より、児童が安心できる学級経営のポイントや共通実践する内容を提案

⑤情報の共有化→児童理解を深め全校体制で関わられるようにする

- 毎月の児童理解会議や支援委員会、年2回の子どもと語る会の実施

⑥校長・教頭による対応

- いじめ防止へ組織が常に機能するよう、職員の報・連・相の徹底を図り、学校全体の安定を図れるよう対応
- 学校評価や日常の観察を大切にしながら、ケース会議での指導方針の決定や保護者との教育相談の実施

⑦家庭・地域との連携

- PTA 活動を通じて、いじめに気付くネットワークの拡大
- 人権教育に関わる内容での学習参観実施、人権研修会の実施

(2)いじめを見逃さない学校づくり～早期発見

① 些細な変化を見逃さない児童観察

児童の観察・ふれあい
気になる言葉遣い・行動
視線など



気になる様子があるか
困っている児童がいないか

② 悩みを相談できる場の設定→児童との信頼関係作り

「子どもと語る会」
○6月・11月（2月）に事前にアンケートをとり、児童全員と担任が話す。アンケート結果から気になる児童については、継続的に話したり担任とゆっくり話したい児童と話したりする。
○ケアが必要な児童について、家庭との連携

③ 教職員自身によるいじめ点検

- 子どもたちの SOS をキャッチしよう早期発見チェックリストの定期的な実施
- いじめ対策委員会の定期的な実施と取り組み評価アンケートの実施による結果に基づく改善
- 必要に応じて関係機関を加えたケース会議開催
- 学校間の連携

④ 保護者・地域の方からの意見や状況を知る

- 学校評価
- 保護者向けいじめ早期発見チェックポイントの配布と実施奨励

(3)早期対応

組織的な対応・・・・・・・・「報告」「連絡」「相談」の徹底
いじめ対策委員会で検討
全職員で共通理解（児童理解会議・いじめ対策委員会・打ち合わせ等）
アセスメント・プランニング

☆緊急的な対応について・・・

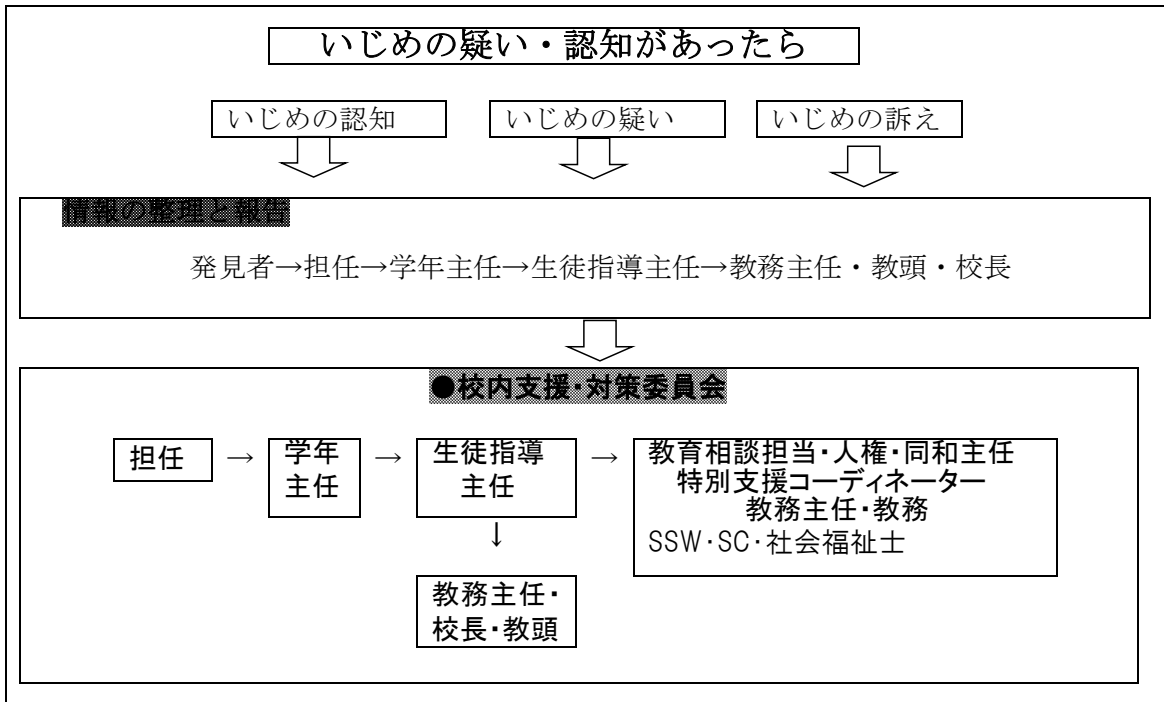
基本認識

- ・いじめは命にかかわる問題
- ・いじめは人権にかかわる問題
- ・被害児童の支援を最優先

指導の3原則

- ①正確・迅速な事実確認を
- ②いじめられた児童を守りきることを第1に
- ③徹底した再発防止策を速やかに

☆市教育委員会との緊密な連携のもとで対応



5. 発見時の対応

いじめの疑い又は訴えを把握した場合、学校は直ちに組織として対応する。
対応の基本は、次のとおりとする。

- ①事実を正確かつ迅速に確認する。
- ②いじめられた児童を最優先で保護する。
- ③関係児童の安全を確保する。
- ④保護者へ速やかに連絡する。
- ⑤必要に応じて教育委員会、SC、SSW、福祉、医療、警察等と連携する。
- ⑥聞き取りは個別に行い、内容を照合して判断する。被害児童には共感的に、加害児童には中立的に、周囲の児童には安心できる環境で行う。
- ⑦事案の軽重にかかわらず、組織で共有する。

6. 指導・支援

被害児童には、安心できる居場所の確保、学習機会の保障、心のケア、保護者との連携を継続する。

加害児童には、行為の問題性を理解させるとともに、背景にある課題を把握し、再発防止に向けた具体的支援を行う。

傍観していた児童に対しては、見て見ぬふりがいじめを助長することを理解させ、学級集団としての改善につなげる。

必要に応じて、学級指導や学年集会等を行い、集団全体の行動変容を図る。

7. 重大事態への対応

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、重大事態として適切に対応する。

重大事態への対応は、教育委員会との緊密な連携のもと、調査・記録・説明・再発防止を進める。

8. いじめの解消

いじめの解消は、謝罪のみで判断せず、いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを確認した上で判断する。解消後も継続して見守り、再発の兆候がないか確認する。必要に応じて、学級・学年・学校全体で支援を続ける。

9. 特に配慮を要する児童

本校は、障がいのある児童、外国にルーツのある児童、性自認・性的指向に関わる児童、被災などにより困難を抱える児童など特に配慮を要する児童について、個別の支援と周囲への理解促進を組織的に行う。なお、個人情報やセンシティブ情報の扱いには十分配慮する。

10. 教職員研修と評価

本校は、いじめ防止に関する校内研修を計画的に実施する。
また、いじめ防止の取組は定期的に評価し、学校いじめ対策委員会で改善点を検討し、毎年度見直す。年度末には取組の成果と課題を整理し、次年度の計画に反映する。

11. 家庭・地域との連携

本校は、保護者に対して、いじめの未然防止、早期発見、ネット利用のルール、相談窓口などを周知する。

家庭には、日常的な会話や見守りを通して児童の変化を捉え、気になる点があれば早めに学校へ相談するよう求める。

地域・関係機関とも必要に応じて連携する。